

オンライン接見の早期実現及び法制化を強く求める理事長声明

2023年（令和5年）12月18日、法制審議会刑事法（情報通信技術関係）部会において、事務局作成の要綱（骨子）案を法制審部会の意見として、法制審議会（総会）に報告することが決定された。

要綱（骨子）案は、電磁的記録による召喚状、勾引状、鑑定留置状、差押状、搜索状及び逮捕状等の発付・執行を可能とすること、裁判所と刑事施設等との間における映像と音声の送受信（オンライン）による勾留質問の手續を可能とすること、さらに検察庁と刑事施設との間における映像と音声の送受信（オンライン）による弁解録取書の手續を可能とすること、映像と音声の送受信（オンライン）による裁判所の手續（公判前整理手續期日、公判期日）への出席・出頭を可能とする制度を創設すること等が議題（論点）として盛り込まれている。しかしながら、他方でこれまで検討されてきたはずの、留置施設にいる被疑者・被告人と弁護人とのオンライン接見及び電子化された書類の授受については議題（論点）から外されている。

身体の拘束を受けている被疑者・被告人にとっては、身体拘束の当初から弁護人の援助を継続的に受けることは憲法上保障された権利であり、この接見交通権は憲法34条前段の弁護人依頼権の中核をなすものである。これを受けて刑事訴訟法39条1項は、弁護人が被疑者・被告人と立会人なく面会し、書類等の授受を行うことができることを定めている（秘密交通権）。現在、わが国の公的弁護制度は、逮捕段階においては整備されていないため、これを補うべく弁護士会が当番弁護士を派遣しているところであるが、被疑者・被告人の留置されている場所が遠隔地や離島である場合には、速やかに接見することが困難なことが多く、被疑者・被告人の弁護人による弁護を受ける憲法上の権利が十分保障されているとは言えない。特に身柄拘束の最初の段階においては、これから捜査機関から取調べを受ける被疑者にとっては、弁護人からの助言を受ける最も重要な機会であることが強調されなければならない。この点、オンライン接見は、地理的条件をほとんど問題としない方法であり、被疑者・被告人の権利を実現できる重要かつ有効な手段である。またオンライン接見の実現は、遠隔地や離島などともとも迅速かつ容易に接見が実施できない場合だけでなく、諸事情により留置施設等が適正に配置されていない場合においても、弁護活動を場所的、距離的制約から解放し、留置場所における対面での接見を補完するものとして、被疑者・被告人の権利の保障に資することも忘れてはならない。

当連合会は、2021年（令和3年）11月19日、第35回近畿弁護士会連合会大会において、「刑事司法における情報通信技術の利用に際して、被疑者・被告人の権利保障を求める決議」を行い、オンライン接見の実現を含め、情報通信技術を活用する権利及び機

会を保障することにより、被疑者・被告人の防御権保障の拡充を求めたところである。また、オンライン接見の実現を求める決議や会長声明は、全国50の弁護士会と6つの弁護士会連合会において挙げられている(2024年1月末日現在)。オンライン接見の実現はまさに喫緊の課題となっている。

ところが、前記のとおり、法制審議会刑事法(情報通信技術関係)部会における要綱(骨子)案は、訴訟書類や令状手続を電子化し、勾留質問や弁解録取の各手続、公判前整理期日手続・公判期日手続をオンライン化することができる規定を創設する一方で、被疑者・被告人が弁護人とオンラインという通信手段により接見し、その援助を受ける権利を実現する制度を設けることにしていない。これでは、捜査手続や裁判手続の効率化を優先するばかりで、被疑者・被告人の弁護人から援助を受ける権利や防御権という憲法上保障された権利を置き去りにした著しく不公平なものと言わざるを得ない。

法制審議会刑事法(情報通信技術関係)部会において、オンライン接見については実施設備に伴う費用負担、なりすましや罪証隠滅等の危険がある等の問題が指摘されていると聞いている。しかし、新たな制度設計に伴う人的・経済的コストが増えるのは、捜査手続や令状手続のオンライン化を始めとする刑事手続のIT化全般に妥当することであり、オンライン接見だけが困難というのは甚だおかしい。国として刑事手続のIT化を進めるといえば、オンライン接見を含めた予算措置を講じるべきである。仮に予算的な制約があるというのであれば、必要性の高い地域から段階的に実施するなどの工夫をすれば実施することは十分可能であろう。また、なりすましや罪証隠滅等の危険についても、アクセスポイント方式を採用した現行の電話連絡制度や電話による外部交通制度において、第三者が弁護人になりすましたり、あるいは罪証隠滅を図ったりしたという事例は報告されていない。もし具体的な危険があるというのであれば、それを防止する方法を講じればよいのであって、オンライン接見を認めない理由にはなり得ない。現代のITの進歩は目覚ましく、こうした弊害を除去するための現実的な措置は十分に存在していると言える。

以上のとおり、刑事手続のIT化が進められていくところ、それは被疑者・被告人等の国民の人権保障を拡充するという観点を踏まえて進められなければならない。当連合会は、国に対し、迅速かつ十分な弁護人の援助を受けることができるようにするために、オンラインによる接見の早期実現及び法制化を強く求めるものである。

2024年(令和6年)2月14日

近畿弁護士会連合会

理事長 浅野 則 明